

食事に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養標準負担額	1食	510円（一般）
住民非課税の世帯の方	1食	240円
所得が一定基準に満たない方	1食	110円